

「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」の改正案について 皆様のご意見をお寄せください

鳥取県では、令和4年5月に施行した「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（以下「条例」）」により、不適正な盛土等による土砂災害の防止を図っておりますが、国は「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、全国一律の基準で盛土を包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」）」として令和5年5月に施行することとなりました。

これを受け、盛土の規制を法による規制に一元化して、現行条例の規制水準を維持するよう改正し、法が規制しない斜面地の工作物設置、建設発生土の搬出は引き続き条例で規制することとしていきます。

この条例改正案について県民の皆さまのご意見をお寄せください。

1 条例改正案の概要

(1) 法による規制との一元化

- ・法に基づく特定盛土等規制区域は県内全域を指定し、法による規制が県内全域に適用できるようにすることで、条例と法による盛土の規制は法による規制に一元化します。
- ・法による規制がない「斜面地の工作物設置」及び「建設発生土の搬出」については、引続き条例により規制することで斜面の安全確保を図ります。
- ・「保証金の預託」、「工事完了後の定期報告」、「廃止時検査」の規定は盛土には適用しないこととし、斜面地に設置する工作物にのみ適用します。

(2) 法による許可対象とする盛土規模の引下げ

- ・法による盛土の規制が現行条例の規制水準から後退しないよう、法に基づく許可、中間検査、定期報告の対象規模「3,000㎡超」を、条例で「2,000㎡超」まで引き下げます。

(3) 技術基準の強化及び定期報告の報告項目の追加

- ・小段の技術基準及び定期報告の報告項目は、現行条例に定める基準及び報告項目と同水準となるよう追加します。

小段の幅	高さ5m毎に幅2m以上、高さ15mでは幅3m以上
報告項目	土砂を搬入した者の氏名、搬入した土量、搬出元の所在地

(4) 建設発生土搬出に係る許可要件の見直し

- ・県内で残土を処分する場合の搬出先については条例の許可を受けた事業区域としていましたが、採石法や砂利採取法の窪地埋立、開発許可を受けた宅地造成に残土を流用する場合も認めることとし、建設発生土のリサイクルを推進します。

2 検討経過

専門家によるアドバイザー会議で意見を伺い、条例改正案をとりまとめました。お寄せいただいたご意見を踏まえ、アドバイザー会議に再度意見を伺い最終案をとりまとめる予定です。

アドバイザー会議の概要等はこちら⇒ <https://www.pref.tottori.lg.jp/310304.htm>

3 条例制定までのスケジュール

令和5年4月24日（月）	ご意見の応募期限
令和5年4月末	条例改正案の最終とりまとめ
令和5年6月議会	条例改正案を付議

応募方法

- ・電子メール、県のウェブページ応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函（下記県の機関）および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。
- ・このチラシは県庁住まいまちづくり課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場の各窓口でも配架しています。

ウェブページアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/299659.htm>



結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

《応募・問い合わせ先》

鳥取県 生活環境部 くらしの安心局 住まいまちづくり課 景観・建築指導室
 郵 送：〒680-8570（所在地記載不要）
 電 話：0857-26-7363
 ファクシミリ：0857-26-8113
 電子メール：sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

盛土規制法の概要

【公布：R4.5.27/施行：R5.5.26】

1 スキマのない規制

- 盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域に指定し、規制区域内で行う盛土等を知事の許可対象とし、宅地造成等に伴う盛土だけではなく、残土処分、一時的な堆積も規制する。
- 規制区域は、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の2種類とする。

宅地造成等工事規制区域	市街地や集落その周辺など人家等が存在するエリア（森林や農地も含む）
特定盛土等規制区域	市街地や集落等から離れているが、人家等に被害を及ぼしうるエリア

2 盛土等の安全性の確保

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査、③工事完了時の完了検査を実施

3 責任の所在の明確化

- 盛土等が行われた土地は、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 災害防止に必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

4 実効性のある罰則の措置

- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下を科す。

（参考）現行の宅地造成工事規制区域

【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土

➡ 【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定



新制度による規制区域

【規制対象】

- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積

※（下線部）：規制を強化する部分

➡ 【区域指定のイメージ】

現行の宅地造成工事規制区域に加えて、土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定



盛土規制法については国土交通省公表資料を参照 → <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>

盛土条例（現行）の概要

【施行：R4.5.1】

1. 盛土条例の概要

- 県内全域において、一定規模以上の「盛土・切土の施工」、「斜面地の工作物設置」、「建設発生土の搬出」を行う場合は、斜面の安全に係る技術基準の審査を行い、知事の許可を必要とする。
- 許可にあわせて、盛土等、工作物は、①中間検査、完了検査、廃止時検査を実施し、②定期報告により施工状況、工事完了後の維持管理状況の確認について、義務付ける。

2. 実効性の確保

- 罰則として、無許可行為や命令違反等に対して、最大で懲役2年以下、罰金100万円以下を科す。
- 実効性を確保するため、罰則に加え、斜面地で行う盛土等、工作物の設置に対して、事業費の5%、又は事業区域の面積1ha当たり200万円のいずれか高い額の保証金の預託を義務付ける。（預託金に対して県が質権を設定）

➤ 一定規模以上の盛土・切土
残土処分場や宅地開発など

「面積2,000㎡以上かつ高さ1m以上」又は「高さ5m以上」

➤ 斜面地に設置する一定規模以上の工作物設置
太陽光・風力発電施設など

「面積300㎡以上」又は「高さ15m以上」の工作物

➤ 一定規模以上の建設発生土搬出

500㎡以上の建設発生土を事業区域外に搬出

(1) 法で規制対象とする盛土等の規模の引き下げ

条例改正(案)

- ⇒許可、中間検査、定期報告の対象規模を下線部の面積3000㎡超から2000㎡超に引き下げ
- ⇒定期報告の報告項目に土砂の搬入者の氏名等、土量、搬出元の住所等を追加

【法と条例の許可・中間検査・定期報告を要する盛土等の規模の比較】

項目	盛土規制法	盛土条例(現行)
特定盛土等規制区域の許可、及び中間検査・定期報告を要する盛土等の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土で高さ2m超の崖 ・切土で高さ5m超の崖 ・盛土切土で高さ5m超の崖 ・盛土で高さ5m超 ・盛土切土の面積3000㎡超 ・土砂堆積の高さ5m超かつ面積1500㎡超 ・土砂堆積の面積3000㎡超 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土・切土及び土砂の仮置きの高さ1m以上かつ面積2,000㎡以上 ・盛土の高さ5m以上
定期報告における報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況(盛土の高さ、面積、土量等) ・擁壁等の施工状況 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況(盛土の高さ、面積、土量等) ・土砂を搬入させた者の氏名等、土量、搬出元の土地住所等 など

(2) 条例により引き続き規制を維持するもの

条例改正(案)

- ⇒盛土等の規制を法に一元化し、条例による盛土規制を廃止
- ⇒「斜面地の工作物設置」、「建設発生土の搬出」は引き続き、条例により規制
- ⇒「保証金の預託」、「工事完了後の定期報告」、「廃止時検査」については、斜面地に設置する工作物に対してのみ引き続き適用する

【法と条例の規制内容等の比較】

項目	盛土規制法	盛土条例(現行)
許可対象	盛土・切土の施工	盛土・切土の施工、斜面地の工作物設置、建設発生土の搬出
施工状況の確認	中間検査・定期報告・完了検査	盛土規制法と同じ
保証金の預託	なし	あり
工事完了後の確認	なし	定期報告・(工作物のみ)廃止時検査

(3) 法の規制水準を条例と同水準とするもの

条例改正(案)

- ⇒小段の技術基準は、条例基準を法の技術基準に追加し、条例と同水準で盛土の安全性を確保する。
- ⇒許可不要とする盛土の高さは、条例と同水準の1m以下とする。

【法と条例の規制水準の比較】

項目	盛土規制法	盛土条例(現行)
小段の技術基準	高さ5m程度に幅1~2m	高さ5m毎に幅2m以上(高さが15m毎に幅3m以上) 既存盛土の上方に盛土を行う場合は幅5m以上
許可不要とする盛土高さ	高さ30cm以下	高さ1m以下

(4) 建設発生土の搬出先の見直し

県内で残土処分する場合に搬出先とすることができる区域として、現行条例では同条例の許可を受けた事業区域のみが認められている

条例改正(案)

- ⇒建設発生土の有効活用を促進するため、次の区域等を搬出先とする。
 - ・法の許可を受けた事業区域
 - ・法による許可不要の区域(採石法、砂利採取法の認可区域等) 《追加》
 - ・開発許可(開発許可の技術基準に準ずるものを含む)を受けた宅地造成 《追加》
 - ・盛土等により周囲との高低差が1m未満となる区域 《追加》

